

ライセンス契約及び著作権について

1 ライセンス契約

システムの稼動に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾権）の取得は、すべて受注者の責任と負担において行うこと。また、すべてのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

2 著作権

(1) 著作権の帰属等

ア 受注者がこの委託業務を履行する以前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保されるものとする。

イ 本委託業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）まで）に規定するすべての権利については、発注者に無償で譲渡するものとする。

ウ 発注者は、成果物について神奈川県の観光振興を目的とし、観光行政の推進に資する広報媒体への掲載に使用することができ、著作権法第20条第2項第3号又は第4号の規定に基づく改変、著作権法第47条の3の規定に基づく複製、翻案を行うことができるものとする。

(2) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物として指定している物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。

(5) 本委託契約に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任と負担において一切を処理すること。